

令和6年度 観光閑散期需要創出補助金 公募要項

1 事業目的

札幌市の観光閑散期における観光需要の創出と大きな観光消費の誘発を図るため、札幌市への誘客及び観光振興への効果が期待されるイベントの誘致・開催に関し、そのリスクを軽減する意図で経費の一部として補助金を交付する。

2 事業概要

観光閑散期（11月から翌3月まで（さっぽろ雪まつり開催期間を除く。))に開催される、音楽、食・グルメ、スポーツ、eスポーツ、アニメ・ゲーム等の分野のイベントを誘致・開催することにより、札幌市への誘客及び観光振興への効果が期待される事業を募集するものである。

審査委員会の結果、優れた事業であると認められたものには、補助金を交付する。

3 資格要件

次の要件をすべて満たしていることとし、コンソーシアムにおいては、構成団体それぞれが(1)から(4)の要件を満たすとともに、1者以上が(5)の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 札幌市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っている者ではないこと。
- (4) 補助を受ける事業者又は事業者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 事業者又は事業者の役員等が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団員（以下本号において同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号に掲げる暴力団をいう。以下本号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、事業者若しくは第三者の利益を不正に図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 事業者又は事業者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 事業者又は事業者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 申請するイベントと類似するイベントの誘致・開催実績を過去に1回以上有していること。

4 申請期間及び事業実施期間

- (1) 申請期間（第三期）
令和6年10月7日（月）～令和6年11月1日（金）※12時00分必着
- (2) 事業実施期間
交付決定日～令和7年3月31日（月）

5 申請対象事業

「2 事業概要」を満たし、かつ、以下の要件をすべて満たすイベントを誘致・開催する事業を募集する。

- (1) 札幌市内の施設又はスペースを活用すること。
- (2) 1日1万人以上の集客が見込まれること。
- (3) 道外からの誘客及び札幌市内での宿泊需要が期待できること。
- (4) さっぽろ雪まつり開催期間と重複していないこと。
- (5) 札幌市での継続的な事業実施を検討していること。

6 補助金額

- (1) 補助対象経費及び補助率
事業実施に係る経費のうち以下のとおりとする。

経費項目	内 容	補助率
移動・宿泊費	イベントの開催に必要となるスタッフの移動交通費及び宿泊に係る経費	50%
機材運搬費	イベントの開催に必要となる機材や設備の運搬に係る経費	
広告宣伝費	集客のためのプロモーション経費 ※ 道外からの参加者をターゲットとしたプロモーションを必ず行うこと。	
保険料	イベント保険へ加入するための経費	100%

- (2) 補助上限額等

ア 上限額（第三期）

24,000千円を上限額とする。

ただし、申請事業において、本要綱に基づく補助金を除いた収入と補助対象外経費を含む支出の差に相当する額が24,000千円に満たない場合、当該相当する額を上限として、交付すべき補助金の額を決定する。なお、支出と収入の差に相当する額の算定においては、一般管理費等の間接経費は支出全体の10%までを算入できるものとする。

複数の事業者が共同で1つの事業を実施する場合であっても、補助上限額は1つの事業に対して24,000千円となるため留意すること。

イ 収入が支出を上回る場合の取扱い

申請事業の決算において、本要綱に基づく補助金を除いた収入が支出を上回る場合、補助金の交付は行わない。

7 補助対象経費における消費税の取扱

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。）の課税対象となる売り上げ収入ではなく特定収入となることから、課税事業者に対し、消費税を含む補助金が交

付された場合、当該課税事業者が消費税の確定申告を行うと、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生してしまうため、この還付と補助金が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととする。

ただし、以下に掲げる事業者については、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税額を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 課税事業者の内課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

8 事業計画の変更

補助金の交付決定後の事情により、申請時から事業計画を変更せざるを得なくなった場合には、「事業内容等変更申請書」（様式5）を提出すること。

札幌市が変更内容を審査し、事業の趣旨を逸脱しないものと判断された場合には、「事業内容等変更承認通知書」（様式6）を発行するので、以降は変更後の計画に沿った事業運営を行うこと。

札幌市の変更承認を受けないまま計画変更を行い、事業を運営したことが判明した場合には、補助金の交付決定を取り消すか、交付決定額の一部を減額することがある。

なお、事業の根幹に影響のない軽微な変更の場合は、変更承認申請書の提出を省略できる場合があるため、事前に札幌市へ相談すること（事前に相談がないまま事業計画を変更することは認められない。）。

9 申請書類

- (1) 補助金交付申請書（様式1） 1部
コンソーシアムの場合、コンソーシアム構成書（様式1別紙）を添付すること。
- (2) 事業計画書（様式2） 10部
ア この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式の使用を認める。
イ 事業計画書は、A4サイズ両面5枚までとする、なお、添付資料を含め5枚以内に収めること。
ウ 作成にあたっては、図やグラフを使用するなど見やすいよう工夫すること。
- (3) 事業収支予算書（様式3） 10部
ア （収入の部）には、「札幌市補助金」、「自己資金」、「売上」等をできるだけ詳細に記載すること。
イ （支出の部）には、補助対象経費と補助対象外経費とを区別して記載すること。なお、補助対象経費については、実績報告の際に挙証書類が必要となるので留意すること。
ウ （収入の部）と（支出の部）の合計欄は同額とすること。
- (4) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の現在事項全部証明書又は定款、会則、役員名簿及び組合員名簿等組織構成がわかるもの 各1部
- (5) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書 1部
- (6) その他、本市が必要と認めるもの
※ 必要に応じて、本市より提出を指示するものとする。

10 申請書類の提出

令和6年11月1日（金）12時00分必着で持参又は郵送（配達状況を確認できるものに限る。）により、9の申請書類を提出するものとする。また、申請書類のうち(1)～(3)については、紙媒体の提出と合わせてPDFデータをCD又はDVDにて提出すること。

11 審査委員会

補助金の交付対象者は、別途設置する審査委員会において、以下の項目及び補助の必要性を勘案し、総合的に評価することにより決定する。評価は、審査委員会が申請事業者に対するヒアリングを行い、最も高い評価を得た申請事業者を選定する。

ただし、審査の結果、申請事業者全てが最低基準点（総評価点の6割）に達しない場合は、再度募集を行うことがある。

(1) 日時

令和6年11月中旬

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
事業目的	・札幌市への誘客及び観光振興への効果が期待される内容となっているか。 ・全体を通じて、補助の趣旨を理解した事業内容となっているか。	15
事業内容	・イベントの内容に対して、使用する会場や想定する集客数は妥当か。 ・メディアやSNS等を活用して情報を発信するなど、道外からの誘客や、市民の集客につながる事業となっているか。	25
事業効果の把握	・イベントが地域にもたらす効果は、補助の交付申請額を鑑みて十分なものか。 ・道外客数の把握など事業効果の検証は可能か。また、検証の手法に妥当性はあるか。	15
誘客・観光消費拡大の工夫	・札幌市内に「賑わい」を創出する提案内容となっているか。 ・道外からの参加者を誘客し、市内の観光消費額を拡大させる工夫がなされているか。	20
過去実績	・イベントを誘致・開催するにあたって必要な実績を有しているか。 ・実現可能性は十分か。	5
収支計画	・収支計画に無理はないか。 ・自主財源の確保は可能か。	10
事業の執行体制及びスケジュール	・イベントの誘致・開催に適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に実施し得るスケジュールになっているか。	5
その他	・事業全体を通じて秀逸な点はあるか。	5

※ 提案事業者が札幌SDGs登録企業である場合は、上記配点に加え、本業務とSDGsとの親和性を考慮し、2点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。

(3) 審査委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、申請事業者によるプレゼンテーション及び審査委員からのヒアリングを行う。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 申請事業者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1提案あたり、30分（事業計画書に基づくプレゼンテーション20分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 申請事業者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、申請事業者全員に文書により通知する。

ウ 申請事業者が一者となった場合、前述の最低基準点を超えた場合に選定する。

エ 審査委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により選定する。

12 実績報告

事業が完了した日から30日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出すること。

(1) 事業完了報告書（様式7）

(2) 事業実績報告書（様式8）

(3) 補助金精算書（様式9）

(4) 挙証書類

(5) その他、本市が必要と認めるもの

※ 必要に応じて、本市より提出を指示するものとする。

13 経費の精算及び補助金額の確定

補助金額は、事業が完了した後、領収書等の挙証書類の提出を受け、補助対象経費の額を精査した上で確定するものとする。経費の精査のため、事業完了報告書等の提出と同時に、領収書や振込伝票の写しを提出する必要がある。

なお、領収書には、以下の内容が記載されていること。

(1) 名宛人（補助金の申請者と同一であるもの）

(2) 支払金額

(3) 支払日

(4) 但し書き（支出の内容が明示されているもの）

※ 支出の目的、内容が領収書から判断できない場合、追加で請求書や納品書等の提出を求めることがあるので留意すること。また、領収書等はどの経費項目のものが分かるよう、すべてコピーして番号を記載の上、順番を揃えて提出すること。

14 その他

(1) 情報公開

補助が決定した事業については、申請者名、事業名、事業概要等を公表する場合があるため留意すること。

(2) 他の補助制度との関係

国、北海道、札幌市など、他の補助金、助成金、委託費等による財政的支援を受けている事業（予定を含む。）については、申請を行うことはできません。

なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合、決定を取り消すことがあるため留意すること。

15 スケジュール

令和6年10月7日（月）	第三期公募開始
令和6年11月1日（金）	第三期申請書類提出期限 <u>※12時00分必着</u>
令和6年11月中旬	第三期審査委員会（ヒアリング）
令和6年11月中旬以降	第三期交付決定、事業開始
令和7年3月末	事業終了、実績報告

【担 当】

札幌市経済観光局観光・M I C E推進部観光・M I C E推進課 角谷、勘野

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129

メー ル kanko@city.sapporo.jp